（航空管制官）

第六条　航空交通管制部に、航空管制官を置く。

２　航空管制官は、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に関する事務（航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び航空管制技術官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～６　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山灰情報企画調整官、火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官）	（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官）
第四十二条　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山灰情報企画調整官、火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官それぞれ一人を置く。	**第四十二条**　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官それぞれ一人を置く。
２　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	２　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
一　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課並びに火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。	一　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
二　災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課及び火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。	二　災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。	三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（国際火山灰情報調整官の所掌に属するものを除く。）。
３～５　（略）	３～５　（略）
６　火山灰情報企画調整官は、命を受けて、火山監視課の所掌に関する火山灰に関する情報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
７・８　（略）	６・７　（略）
（削る）	８　国際火山灰情報調整官は、大気中における火山灰の分布に関する情報の収集及び発表に関する国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。